

東労発基 0409 第 11 号
令和 6 年 4 月 9 日

公共工事等発注機関の長 殿

東京労働局長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン
について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。東京労働局管内における建設業における死亡災害発生状況を見ると、令和 5 年の死亡者数（令和 6 年 4 月速報）は 17 人となっており前年同期の 25 人と比べ 8 名減少し、大きく減少となる見込みであるものの、全産業に占める割合は死亡者数 46 人のうち 37.0% となるなど、依然として高い状況を継続しています。

山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号により「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されたところですが（最終改正平成 30 年 1 月 18 日）、その後の肌落ち災害の発生状況を踏まえ、今般、ガイドラインが別添のとおり改正されたところです。

つきましては、これらの改正の趣旨、内容等について御了知いただくとともに、ガイドラインの内容を直轄工事における受注者、関係団体その他の建設工事関係者に対して御周知されること等によりその定着を図り、本ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策の実施にお取り組みいただきますようお願いいたします。